

独立行政法人海上災害防止センターの見直し素案の概要

所在地	神奈川県横浜市
役職員数	役員 3 名、職員 29 名（監事を除く）（平成 19 年 7 月 1 日現在）
業務内容	<p>海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施すること等により、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的として、以下の業務を実施。</p> <p>(1) 防災措置業務 (2) 機材業務 (3) 消防船業務 (4) 訓練業務 (5) 調査研究業務</p>
これまでの効率化に向けた取組み	<p>○運営費交付金等国からの支援を受けることなく、自己収入による自立的な運営体制を確保している。</p> <p>○一般管理費を削減するため、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所を東京都（新宿区）から神奈川県（横浜市）へ移転し、事務所借料の軽減を図った。 ・1支所を廃止することにより、支所事務所借料等の削減を図った。 <p>○事業費を削減するため、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家石油備蓄基地に係る海上防災体制の見直しを行い、資機材の保管方式を防災貯保管方式から陸上保管方式とするなどの合理化を図った。 ・機材業務における証明書発行業務を電子化することによる合理化を図った。 ・機材業務の業務委託料に係るコスト管理の徹底を図った。 <p>○人件費を削減するため、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事 1 名及び 1 支所の廃止に伴う支所職員等 4 名合計 5 名を削減した。 ・役職員給与の引下げなど給与体系の見直しを図った。
今後の見直しに向けた考え方	<p>センターは、運営費交付金等を受けることなく、自己収入による運営体制を維持しながら防災措置等の国民の安全・安心を確保するサービスを提供していることを踏まえ、更に効率的かつ効果的な業務実施体制を確立するため、平成 17 年度に有識者による「海上防災事業に係る検討委員会」を設置し、センターの今後のあり方及びその具体的な実施方策等について総合的な検討を行い、取りまとめた提言の内容を踏まえ、次のとおり見直しに取り組むこととする。</p> <p>○業務の重点化</p> <p>平成 18 年 6 月、HNS（危険・有害物質）による汚染事故への国家的な対応体制の構築等を内容とする OPRC-HNS 議定書締結に伴い海洋汚染防止法が改正され、船舶所有者等に対して HNS に係る防除措置義務等が課されることとなった。この法改正の下、センターでは、「海上防災事業に係る検討委員会」における提言を踏まえ、従来の取組みに加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HNS 防除資機材の整備 ・事故対応支援ネットワークの構築 <p>等を実施することとし、我が国の海上防災体制の基幹となる防災措置業務に重点を置いて、事故発生時における迅速かつ適確な対応を目指し、更なる充実強化を図ることとする。</p> <p>なお、事業費については、既存の施設・ネットワークの活用等を図ることにより、極力、事業費の増加を抑制するよう努めることとする。</p> <p>○海上防災対応能力の維持・向上</p> <p>センターは、国の防災体制の一翼を担う海上防災業務を行う中核機関であることから、これまでの実績の積み上げによる海運業界をはじめとする関連業界や関係機関等からの信頼を維持するとともに、海上防災体制の充実強化を図るなど、より一層の防災対応能力の確保や防災措置に関する技術の向上</p>

	<p>に努めるものとする。</p> <p>○業務運営の効率化 海上災害の発生時に迅速かつ適確に対応するため、業務量及び知識・経験等に応じた要員配置となるよう適宜見直すとともに、職員の高い士気を維持しつつITシステムの導入等により業務運営の効率化を一層推進していく。</p> <p>また、国家石油備蓄基地の防災体制の見直しに伴い、これに係る防災措置業務をより効率的に実施することとする。</p> <p>○情報提供の充実 各種業務の実施状況等については、外部の各利害関係者から構成する各種専門委員会において、毎年、情報公開を行うとともに意見聴取を行っているほか、広く国民に対して説明責任を果たす観点から、ホームページにより財務諸表や調査研究成果等の情報公開を行っているところであるが、引き続き、積極的に情報公開を行うこととする。</p> <p>○自己収入の確保 資材備付証明発行料及び訓練受講料等については、従来から利用者等の動向を踏まえ、適切な受益者負担となるよう受益関係者の了解の下、決定しているところであるが、今後も引き続き、適切な費用負担となるよう各種料金について見直しを図り、自己収入を確保して自立的な運営体制を維持していくこととする。</p> <p>○経費の削減 人件費等については、上述のとおり従来から経費の削減に努めているところであり、今後も引き続き、最大限の努力を行っていくこととする。</p> <p>○随意契約の見直し 随意契約については、国における見直しの取り組み等を踏まえ、真に止むを得ない場合を除き、一般競争入札の導入・範囲拡大など不断の見直しを行っていくこととする。</p>
組織の見直しに対する考え方	<p>○業務運営の効率化 国家石油備蓄基地に係る防災措置業務をより効率的に実施することとし、当該業務を実施する組織体制について見直しを行う。</p> <p>○法的位置付けの維持 センターが行う防災措置業務は、人の生命、身体及び財産の保護並びに海洋環境の保護のため、迅速かつ確実に実施する必要がある。しかし、防災措置業務は、汚染原因者負担の観点から、本来、国が自ら主体となって直接に実施する必要がないものの、事業計画に基づき実施できるものではないことから採算性に乏しい業務であり、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある。よって、防災措置業務をセンターに引き続き行わせるためには、明確な法的位置付けの維持が必要である。</p> <p>○防災関連業務一体化の維持 防災措置業務を迅速かつ適確に実施していくためには、日頃からの資機材や消防船の配備、要員の訓練、知識・技術の集積・開発等の他の防災関連業務がそれぞれ有機的に結びついている必要があり、今後も引き続き、防災措置業務、機材業務、消防船業務、訓練業務及び調査研究業務の各業務の一体的な組織運営が必要不可欠である。</p>